

亀山市告示第162号

亀山市民間保育所延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年9月4日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所延長保育事業補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市民間保育所等延長保育事業補助金交付要綱

第1条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）民間保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により国、三重県及び市以外の者が設置した保育所並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業者（以下「地域型保育事業者」という。）で、延長保育を現に行っているもの又は当該年度に行う予定をしているものをいう。
- （2）児童 法第20条第1項の規定により法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分について認定を受けた小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、民間保育所等を利用するものをいう。

( 3 ) 保育標準時間認定児 保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分として、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下この条において「規則」という。)第4条第1項の規定に基づく保育必要量の認定を受けた児童をいう。

( 4 ) 保育短時間認定児 保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分として、規則第4条第1項の規定に基づく保育必要量の認定を受けた児童をいう。

( 5 ) 延長保育 民間保育所等が設定した保育短時間認定児の保育を行う時間を超過おおむね1時間以上行う保育及び開所時間を超過おおむね30分以上行う保育のことをいう。

第3条中「亀山市民間保育所延長保育事業補助金」を「亀山市民間保育所等延長保育事業補助金」に改める。

第4条中「民間保育所のうち、次の要件を満たす民間保育所」を「民間保育所等であって、次の各号に掲げる要件(地域型保育事業所にあつては、第1号に掲げるものを除く。)を満たすもの」に改める。

第5条及び第6条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。  
別記様式を次のように改める。





附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 27 年度分の補助金の交付から適用する。